

◆『法人税法入門講義〈第9版〉』Training 解答用紙

1-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	
ケ		コ		サ		シ	
ス		セ		ソ		タ	
チ		ツ		テ		ト	
ナ		ニ		ヌ		ネ	
ノ		ハ		ヒ		フ	
ヘ							

2-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ					

2-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

別表一

	金 額	備 考
所得金額	円	千円未満切捨て
法人税額		(1) 年 800 万円以下の所得金額に対する税額 (2) 年 800 万円を超える所得金額に対する税額 (3) 税額計 (1) + (2) =
法人税額計		
控除税額		
差引所得に対する法人税額		百円未満切捨て
中間申告分の法人税額		
差引確定法人税額		

3-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	
ケ		コ		サ		シ	
ス							

4-1

ア		イ	
---	--	---	--

4-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

交際費等	(1) 支出交際費等の額	
	① 接待飲食費	
	② その他	
	③ 合計	
	① + ② =	
	(2) 定額控除限度額	∴
	(3) 損金算入限度額	
		∴
	(4) 損金不算入額	
	(1) - (3) =	

5-1

ア		イ	
---	--	---	--

5-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合計・差引計・総計		
所得金額		

所得金額の計算過程

寄附金	<p>(1) 支出寄附金の額</p> <p>① 指定寄附金等</p> <p>② 特定公益増進法人等に対する寄附金</p> <p>③ その他の寄附金</p> <p>④ 合 計</p> <p>① + ② + ③ =</p> <p>(2) 寄附金支出前所得金額</p> <p>(3) 損金算入限度額</p> <p>① 資本基準額</p> <p>② 所得基準額</p> <p>③ 損金算入限度額</p> <p>(4) 特別損金算入限度額</p> <p>① 資本基準額</p> <p>② 所得基準額</p> <p>③ 特別損金算入限度額</p> <p>(5) 損金不算入額</p>
-----	---

6-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	
ケ		コ		サ		シ	
ス		セ					

6-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

同族会社 の判定	(1) 上位3株主グループの株数 第1グループ (A野一郎+A野勝): 第2グループ (B杉謙信): 第3グループ (C田信玄): 合 計 (2) 同族会社の判定 ∴				
役員給与	(1) 役員の評定				
	氏 名	50%超基準	10%超基準	5%超基準	役員の評定
	(2) 役員給与の損金不算入額				

別表一

	金 額	備 考
所得金額	円	
法人税額		
課税留保金額		
同上に対する税額		
法人税額計		
控除税額		
差引所得に対する法人税額		
中間申告分の法人税額		
差引確定法人税額		

法人税額の計算過程

法人税額	
課税留保 金額に対 する税額	<p>(1) 留保金課税の判定 第1グループ： ∴</p> <p>(2) 課税留保金額</p> <p>(3) 特別税額 ① 年 3,000 万円以下相当額 ② 年 3,000 万円超 1 億円以下相当額</p> <p>③ ① + ② =</p>

6-3

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

役員給与	(1) 損金算入額
------	-----------

7-1

ア		イ	
---	--	---	--

7-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

8-1

ア		イ		ウ		エ	
---	--	---	--	---	--	---	--

8-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

受取配当等	(1) 受取配当等の額 ① 関連法人株式等 ② 非支配目的株式等 (2) 控除負債利子 ∴ (3) 益金不算入額
法人税額から控除される所得税額	(1) 株式・出資 ① 個別法 ② 簡便法 ③ ∴ (2) その他 (3) 合計 (1) + (2) =

別表一

	金額	備考
所得金額	円	
法人税額		
法人税額計		
控除税額		
差引所得に対する法人税額		
中間申告分の法人税額		
差引確定法人税額		

法人税額の計算過程

税率適用 区分	(1) 年 800 万円以下
	(2) 年 800 万円超
	(3) 合 計
	(1) + (2) =

9-1

ア		イ		ウ		エ	
---	--	---	--	---	--	---	--

9-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加		
算	小 計	
減		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

A 社株式	(1) A 社株式の税務上の帳簿価額
	① 7 月 11 日取得時点の単価
	② 12 月 8 日取得時点の単価
	③ 期末の税務上の帳簿価額
	(2) A 社株式の会社計上の帳簿価額
	(3) A 社株式計上もれ

	(1) - (2) =
B 社株式	(1) B 社株式の税務上の帳簿価額 (2) B 社株式の会社計上の帳簿価額 (3) B 社株式計上もれ (1) - (2) =

10-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ		ク	
ケ							

10-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算	小 計	
減 算	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

商 品	(1) 商品の税務上の期末帳簿価額 (2) 商品の会社計上の期末帳簿価額 (3) 商品計上もれ (1) - (2) =
-----	--

11-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ			

11-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

減価償却	<p><建 物></p> <p>(1) 償却限度額</p> <p>(2) 償却超過額</p> <p><機械装置></p> <p>(1) 償却限度額</p> <p>① 普通償却限度額</p> <p>② 特別償却限度額</p> <p>③ 合 計</p> <p>① + ② =</p> <p>(2) 償却超過額</p>
------	--

12-1

ア		イ	
---	--	---	--

12-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

国庫補助 金	(1) 圧縮限度額 ∴ (2) 圧縮超過額 (3) 償却限度額 (4) 償却超過額
-----------	---

12-3

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

保険差益	(1) 滅失等により支出した経費の額 (2) 改訂保険金等の額 (3) 保険差益の額 (4) 圧縮限度額 (5) 圧縮超過額 (6) 償却限度額 (7) 償却超過額
------	--

12-4

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

交換差益	(1) 判 定 ① ② ③ 判 定 ∴ (2) 譲渡経費 (3) 圧縮限度額 (4) 圧縮超過額 (5) 償却限度額 (6) 償却超過額
------	---

13-1

ア		イ	
---	--	---	--

13-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

繰延資産	(1) 償却期間の判定
	(2) 償却限度額
	(3) 償却超過額

14-1

ア		イ		ウ		エ	
---	--	---	--	---	--	---	--

14-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

<p>個別評価 金銭債権 に係る貸 倒引当金</p>	<p>(1) 繰入限度額</p> <p>① 実質的に債権とみられない部分の金額</p> <p>i 債権の額</p> <p>ii 債務の額</p> <p>iii 判 定</p> <p style="text-align: right;">∴</p> <p>② 繰入限度額</p> <p>(2) 繰入限度超過額</p>
<p>一括評価 金銭債権 に係る貸 倒引当金</p>	<p>(1) 繰入限度額</p> <p>① 期末一括評価金銭債権の額</p> <p>② 実質的に債権とみられないものの額</p> <p>i 原則法</p> <p>(i) 債権の額</p> <p>(ii) 債務の額</p> <p>(iii) 判 定</p> <p style="text-align: right;">∴</p> <p>ii 簡便法</p> <p>iii 判 定</p> <p style="text-align: right;">∴</p> <p>③ 貸倒実績率</p> <p>④ 法定繰入率</p> <p>⑤ 繰入限度額</p> <p>i 貸倒実績率による繰入限度額</p> <p>ii 法定繰入率による繰入限度額</p> <p>iii 判 定</p>

	∴
	(2) 繰入超過額

15-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ		キ			

15-2

別表四

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加		
算	小 計	
減		
算	小 計	
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計		
総 計		
所 得 金 額		

所得金額の計算過程

受 贈 益	広告宣伝用資産の経済的利益の額
欠損金等	欠損金等の当期控除額

補-1

ア		イ		ウ		エ	
オ		カ					